

第11回消費者団体訴訟制度検討委員会議事要旨

1. 日時 平成17年2月21日(月) 10:00~12:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館4F 共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員会)

山本委員長、岩佐委員、上原委員、大河内委員、大村委員、鹿野委員、川本委員、齋藤委員、品川委員、高橋委員、角田委員、寺田委員、長野委員、坂東委員、升田委員、三木委員、御船委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、鈴木室長 ほか

4. 概要

資料について事務局より説明の後、大要以下の議論が行われた。

< 3ページ「(1)法人格、団体の目的」について >

- ・ 「消費者全体の利益擁護」とは、特定の少数の者の利益擁護を図るものではないことを意味すると理解している。生協は、組合員の相互扶助を目的としているが、一般的には広範な組合員を有し、また事実上出入り自由である。したがって、生協は、実質的には広範な消費者の利益擁護を行っており、法人の目的という観点で生協を除外すべきではない。フランスでも事業者からの独立性の要件において、生協を事業者とは取り扱わないような制度設計をしている。

生協については、資料では特定多数の利益擁護を行っているという整理になっている。特定多数の利益擁護を行っている法人は全て適格消費者団体の対象外とするのか、あるいは、論理を超えて生協のみ適格団体の対象にすべきか、といった論点を含んでいる。これらを踏まえた審議をお願いしたい。

- ・ 営利活動や宗教活動、政治活動等、3ページで例示されているような消費者全体の利益擁護と趣旨が異なる事業や特定の消費者の利益擁護を目的とする活動については、主たる目的のみならず、従たる目的としても適格団体が行うことは認められるべきではない。この点を法律上明記すべきである。
- ・ 生協は、組合員の利益擁護を目的とする法人であると理解しており、また、実質的には小売事業等の事業活動を行っている。資料3ページの整理の仕方に賛成である。

<3 ページ 「特定の分野に限って活動する法人」について>

特定分野に限って活動する法人の取扱いの趣旨について、まず事務局の考えを伺いたい。

特定分野のみで活動しているということだけをもって、適格消費者団体から排除すべきではないとの趣旨である。そのような法人についても、消費者全体の利益擁護のために活動しているかどうかで判断すべきと考えている。

- ・ 特定分野のみで活動している消費者団体について、特定分野に限らず訴訟を起こせるとしても、特定分野でしか活動を行っていない適格消費者団体が、当該活動と全く関係のない分野で訴訟を提起した場合には、訴権の濫用として処理され得ると考えられる。
- ・ 特定分野に限った活動をしているような法人であっても、適格性を認めるとの趣旨で間違いないか。

特定分野に限った活動をしているような法人についても、他の要件を満たしていれば、適格消費者団体になり得ると理解している。なお、適格消費者団体として行政庁が認める段階で、訴権行使の範囲を当該特定分野に限定することもあると考えている。

- ・ 先程申し上げた意見は、訴権団体として認定された場合を想定したものであって、認定される段階での制度設計においては、特定の分野だけの訴権行使を団体自身が望んだ場合に、それが認められる仕組みにするのかどうか、あるいは、あまりにも狭い分野しか扱っていない団体には、この制度になじまないということで認定をしないといった仕組みにするのかどうか、といったことも考えられる。
- ・ 消費者問題は専門化・細分化しており、それらを解決するにあたっては、その分野についてのかなり専門的な知識が必要である。したがって、特定の分野に関し専門的な知識を持った消費者団体の果たす役割は重要である。こうした団体を認定する際には、その専門的な分野しか取り扱えないとする代わりに、人数要件等数値要件については何らかの緩和措置を設けることが必要ではないか。

適格消費者団体になろうとする団体が、全国的に活動しているのか、県域なのか、あるいは特定分野で活動しているのか等、団体の活動範囲は様々である。その活動範囲に応じて、各要件が備わっているかどうかを行政庁が判断していくことになるのではないか。

<13 ページ 「(2) 活動実績」について>

- ・ 活動が「相当期間」行われていることとされているが、「相当期間」としては、半年から1年程度が妥当であると思う。また、当該法人自身の活動実績について判断すると記述しているが、消費者団体訴訟制度に関する活動を行うためには、その団体に大きな負荷がかかることから、

既存の消費者団体が連合するといったケースが想定され、実際に関東や関西でこうした動きもある。これらを踏まえると、構成団体の活動実績も考慮するとした方が妥当である。

- ・ 「活動実績」について、構成員である団体の活動実績も考慮すべきであるとする。構成員である団体が消費者保護のための活動を活発に行い、負担の大きい訴権行使の活動は上部団体である適格団体を中心に行うといったケースも想定されるので、こうしたケースを排除すべきではない。

「活動実績」については、適格団体になろうとする団体自身が、組織として有機的に機能しているかどうかを判断するため必要なものである。具体的な判断基準については検討が必要だが、当該団体自身の活動実績は必要であると考えている。

- ・ 活動実績については、構成員である団体の活動実績も考慮すべきである。20 ページ<イメージ例>では、情報収集等の面で他団体からの協力が必要であるとしておきながら、13 ページの「活動実績」では構成団体の実績を考慮しないとしていることは矛盾がある。
- ・ 13 ページ 「イ」では、不当な目的を持った団体の排除の観点に触れているが、不当な目的による行為としては、企業恐喝のみならず、競争事業者への妨害、買収相手方の攻撃等も想定され、これらの防止についても何らかの形で法律に明記される必要がある。
- ・ 活動実績については、構成員団体の活動実績も考慮すべきである。14 ページ<イメージ例>にある活動全てを適格団体になろうとする団体が行うべきかどうか。活動の一部を構成員である団体が行っている等様々なケースが想定され得る。13 ページ の記述は望ましくないと思う。
- ・ 消費者団体訴訟制度は、消費者運動に新しい展開をもたらすものである。消費者団体の現状からみれば、下部団体の活動実績も考慮する必要があるのではないか。
- ・ 活動実績を要件にするにあたっては、法律上に数字を明記するかどうかは別として、「相当期間」として、半年から 1 年程度といったものではなく、3 年程度の実績を求めるのが妥当ではないだろうか。
- ・ 団体が一定の事業について計画し、実行し、それを判断するといったサイクルを考えれば、「相当期間」として 2 年は必要と思う。
- ・ 活動実績について、下部団体の活動実績を考慮しないような制度設計は現実にはそぐわない。
- ・ 13 ページ 「イ」で、不当な目的を有した団体でないことをチェックすると記述しているが、

実際に不当な内容を目的に掲げているような団体は存在しない。「不当な内容の活動実績がある」とか、「不当な動機を有している」といった表現に訂正しないと、弊害排除に対する配慮になり得ないのではないかと。

「活動実績」について、色々な意見を頂いているが、消費者利益代表性を有しているということが、消費者から見ても明らかである必要がある。下部団体の活動実績を考慮すべきという意見は、上部団体が活動実績を全く有していなくてもよいという趣旨ではないと思うが、どうか。

- ・ 適格団体になろうとする上部団体の活動実績が全くなくてよいとは思わないが、既存の団体が結集して訴権行使のための新たな団体を作った場合、その新たな団体にまで相当期間の活動実績を求めるとなると、しばらく訴権がないままで独自の活動実績を重ねることを求めることになってしまい問題がある。構成団体が、相当期間、活動を行ってきたのであれば、それをもって新団体の活動実績を判断すべきであると考えます。

<19 ページ「(3) 人的基盤、財政基盤、組織運営体制」 基本的考え方について>

- ・ 既に適格消費者団体になることを目指して動いている団体もある。それらにとって何をどのくらい備えることが必要であるかを明らかにすることは大変重要である。現状において、資料に記載されていること全てをクリアしなければ適格消費者団体になれないとすると、大変厳しい要件だ。20 ページの活動を全てクリアしなければならないのか。

20 ページは、将来的に目指すべき水準を示したものである。したがって、全て備えていることが望ましいと考えるが、活動項目ごとにレベルの濃淡があっても問題はないと考えている。

例えば、「情報収集」について、3つの手法を示しているが、どの手法を主体とするのか等は、団体の事情によって異なっていてよいと考えている。

- ・ 20 ページの<イメージ例>は、適格消費者団体をイメージする上で重要なものであると思う。適格消費者団体を目指す団体はこれらの活動全てを備えることができるのか、また、法律でどこまで規定するのか、認定に際しどこまで考慮するのか、といった点は制度設計をする上で非常に重要なことである。

<23 ページ「組織運営体制」について>

- ・ 団体の意思決定を行う機関（理事会等）と実際に訴権行使のための一連の活動を行う機関を明確に分離していることが必要とされているが、理事会で検討を行う場合等も考えられる。明確に分離する理由があるのか。

意思決定機関（理事会等）と検討を行う組織の分離の趣旨については、例えば、金融機関では営業と審査部門が分離されていたり、政府が認定する中立的な第三者の検査・検定機関にも、

判定部門と最終的な審判部門を分離した事例がかなりある。最終的な意思決定機関である理事会の構成の公正さを確保することで、事業者からの独立性を保つ制度設計が重要と考えており、この趣旨が形骸化しないよう、理事会の独立性を確保しなければならない。

- ・ 理事会構成の公正さを確保することで、事業者からの独立性を担保することだが、弁護士等の専門家が適格団体の役員になれないような制度設計をすると、実質上、理事会での意思決定ができなくなるのではないかと懸念される。
- ・ 監査等によって事業運営の健全性が担保されていることは大変重要である。内部統制システムが整備されていること、開示されている情報が正しいと客観的なチェックを受けたものであることが必要である。

<29 ページ「 人的基盤」について >

- ・ 専門家の確保が必要とされているが、確保の仕方として、構成員になっていることの他に、提携やボランティアでの参加等、広い形で確保を認めるのが妥当と考える。

専門家の確保については、必ずしも構成員であることに限るものではなく、例えば契約等で団体の活動に従事することが保証されている等、当該団体で専門家をきちんと確保していることが必要という意味である。

<35 ページ「 財政基盤」について >

- ・ ボランティアの協力や他団体からの寄附の利用についても考慮すべきという点については、賛成である。本制度の導入に向けて、消費者支援基金という基金が設立されている。また、多くの消費者団体は、ボランティアで支えられているのが現状である。

<41 ページ「(4) 団体の規模」について >

- ・ 事務局案は、構成員数ではなく、消費者団体の体制面や活動内容を指標とすべきとなっており、これも一つの整理の仕方と考える。ただし、別途、人数要件を定めるとするならば、構成員の概念のない財団法人形態の消費者団体もあるということも考慮し、100 人程度が妥当と考える。
- ・ 団体の会員数ではなく、団体の体制面や活動面で捉えようとする点については、賛成である。
- ・ 団体の会員数ではなく、団体の体制や活動の実績等をもって判断するとされているが、一般的に団体の構成員数や組織率というものは、周りからの評価のパロメーターになるものである。他の要件を補完するという位置付けでもよいので、「数」を入れる方向で検討してほしい。
- ・ 団体の構成員数について、「何人以上であれば妥当」という線引きは難しい。また、いわゆる

ブティック型の消費者団体も適格消費者団体になれるような配慮をすべきであることを踏まえれば、人数要件は不要であると考ええる。

- ・ 団体の構成員数そのものではなく、体制面や活動面を重視すべきという資料の考え方に反対するわけではない。しかしながら、適格消費者団体の会員が1人でもいいのかということそうはならない。ドイツ型のように、不当な目的排除の趣旨を踏まえるのか、フランス型のように団体の信頼性確保の趣旨を踏まえるのか、検討する必要があるが、最低限の補完的要件として何らかの人数要件を設定すべきである。
- ・ 人数要件に関する整理は決め手のないものであり、事務局案に賛成である。仮に、100人とか数百人とかの人数要件を設定したとしても、形の上でその数をクリアするのは容易であり、要件を設定する意味がどれほどあるのか疑問だ。
- ・ 100人であれ1万人であれ、形式的に人数を整えることが容易であるならば、人数要件を設ける意味はあまりないので、設定する必要はないと思う。

<43 ページ「(5) 事業者等からの独立性」について>

- ・ 影響を排除すべき「事業者等」について、営利事業者からの影響を排除すべきということに異論はないが、事業者の範囲を消費者契約法上の事業者と同一にすると問題があると思う。消費者契約法では、団体はすべて事業者であることに加え、弁護士等の個人事業者も事業者となり得る。こうした個人事業者も、一方で消費者の側面を持っており、このような人達を自動的に適格消費者団体の役員から排除するような制度は妥当ではない。事業を行うことと消費者の利益を守る活動は、全く別物であるから、弊害が生じるような場合には、濫訴防止措置として、個別ケースごとに対応すべきである。

また、営利事業者の役員についても、個人事業者と同様に、事業者の範囲からは除外すべきではないか。

「独立性の考え方」について、2つの考え方が示されているが、事業者の範囲を個人事業者や非営利団体まで広げると考えるならば、「ア」や「イ」にある制限は不要である。また、生協については、現実の活動や機能として消費者利益の擁護を図っており、生協が構成団体として適格消費者団体に参加することを認めるべきである。すなわち、影響を排除すべき事業者に生協は該当しないと整理すべきである。

44 ページ の個別具体的な案件について弊害が生じる場合について、実質的な利益相反が生ずる場合には、議決権の停止といった処置で足りるのではないか。

44 ページ について、消費者全体の利益擁護という目的の遂行に支障のない限り、事業活動を行うことができるという整理には賛成である。事業活動により生じうる弊害については、事後的担保措置や濫訴防止措置で対応すべきと考える。

事業者からの独立性については、結論として、営利団体が適格消費者団体の構成員になることを排除すれば足りると考える。個別の弊害を排除するためには、それに付加して利益相反の

場合への対応と事後的担保措置を講ずればよい。

事業者の役員や職員について、参考資料にあるように、既存立法例では、営利事業者の役員となっているものを、適格消費者団体の役員から一切排除するといったものや、役員に限らず職員も対象とする代わりに当該団体の役員に占める割合を2分の1以下に抑えるよう規定するもの、また、当該団体の役職員の構成が適正であることとするなどケースバイケースの判断に委ねている例もある。

- ・ 競合する事業者に対する不当な訴訟提起を防止するためには、適格要件の審査や事後的担保措置に加えて、濫訴防止のための措置、具体的には、担保提供命令や裁判官による却下等を考慮すべきである。

独立性の基準に関しては、事業者の役職員が適格団体の役員²の2分の1以下とした場合でも、当該事業者の影響は残ると考える。よって、原則として適格団体の役員から事業者を完全に排除することが望ましい。もし、こうした規定を置けない場合についてどのように対処すべきかは、次のステップで議論すべきである。

- ・ 競合する事業者に対する不当な訴訟を防止するためには、44ページ、³のような個別具体的な場面において対応すれば足りる。事業者の範囲をどう考えるかはまた別の議論があり、一般的な要件化をするにあたっては、事業者全般とするのではなく、営利事業者からの影響を排除することと限定すべきである。
- ・ 差止請求の対象として消費者契約法を前提としている以上、「事業者」の捉え方については、同法上の事業者とすべきである。よって零細事業者や過去において事業者であった者についても検討する必要がある。
- ・ 影響を排除すべき事業者として非営利事業者を含めるべきではないとの意見もあったが、反対の意見もあった。消費者契約法上の事業者の定義であれば、営利、非営利は関係なく、非営利であっても大変広く事業を行っている団体もある。ここではそういう事業自体を問うているわけであり、非営利事業者を「事業者」から除外するという考え方には反対である。

また、独立性の基準については、非営利の団体から適格団体に役員を出すことについても、過半数以下といった基準ではなく、認めるべきではない。

43ページ「事業者等からの独立性」で問題となっている事業者の範囲と消費者契約法上の事業者の関係については、消費者契約法上は、当該行為が事業者としての行為に当たるものかどうか問題になるのであり、個人事業主の行為が消費者としての行為に当たるのか、事業者としての行為に当たるのかは、ケースバイケースで異なる。ところが、事業者等からの独立性で問題となっている事業者の範囲を考える場合には、個人事業主を事業者かそうでないかに線引きしなければならない。こうしたズレを踏まえ、制度設計をどのようにすべきか検討を深めて

いただきたい。

- ・ まず、事業者性の範囲が、必ずしも消費者契約法上の事業者と一致している必要はないと考える。その上で、本制度では営利事業者のみではなく、非営利事業者や個人事業者についても一定の制限を設けてその影響を排除する必要があると考える。例えば、本制度において弁護士が重要な役割を果たすことは間違いないが、一方で弁護士は事業者としての顔を持っているのであり、弁護士の影響を大きく受けた消費者団体が、不当な訴訟を起こす可能性がないとは言えない。そのようなおそれをきちんと排除できるような制度設計が必要である。
- ・ 一般的な適格性について要件設定をすることと同様に、個別の事案における適格性も考慮する必要がある。例えば適格団体の役員に事業者の役員等が占める割合が2分の1以下であったとしても、個々の事案では、当該適格団体が競争を阻害するために訴訟を提起することもあり得る。個別の事案における利害関係、利益相反、弊害排除等にも一定の手当てが必要である。
- ・ 個人事業主のように事業者と消費者両方の側面を持ち合わせる者について、一様に適格団体の役員になれないとしてしまうと、消費者問題に関与したいという人を不当に排除することにつながる。非営利事業者を一般的に役員から除外するのは妥当ではなく、現実的でもない。個別の事案において利害相反となる場合には議決権を停止する等、手当てすればよい。
- ・ 消費者団体訴訟制度を設計する上では、法律や消費者問題の専門家が消費者運動に積極的に関与できる枠組みにすべきであり、そうすることによって訴権行使の公正さ、適正さを担保することにもなると思う。
- ・ 特定の事業者からの影響を排除するには、)団体の適格要件による影響排除という場面と、)特定の事業者の影響を受けて訴訟提起がなされた場面を分けて考える必要がある。)の場面については、訴訟としては排除されることになると考えられる。その際、個人的には実体要件に欠けるとして棄却されるのではないかと考える。
他方、)の適格要件の設定に関しては、公正さの外観を確保できる仕組みが必要であり、不当な訴訟を起こすおそれがあると外観から推測される者は、一定の限度と手段で排除する必要があると思う。また、役員以外についても、何らかの制限を課すことが考えられる。特定の事業者もしくは事業者団体、あるいは公益的な事業を行っている者であっても、これらに支配されているような団体は、適格消費者団体として認めるべきではないと考える。

今回は、主として適格消費者団体の要件についての議論であり、個別の事案における問題は次回、濫用防止等においてさらなる議論を行っていただければと考えている。

- ・ 団体を構成する者が、NPO法人や公益法人のような非営利事業者であったとしても、その構成があまりにも偏ったものであってはならない。非営利事業者からの影響を一切排除すべき

とは言わないが、一定の割合を区切って制限を課す必要があると思う。

- ・ 競合事業者に対する不当な訴訟等、個別の事案に対しては、それに対する対策を立てるべきではあると思う。

一方、要件を設定する上では、営利事業者からの影響を排除することには賛成であるが、非営利事業者一般からの影響を全て排除すべきなのだろうか。ここは、非営利事業者一般というよりは、むしろ、特定の非営利事業者からの影響を排除すべきか否かについて議論すべきではないか。もっとも、個人的な意見としては、営利事業者からの独立性が担保されれば十分であると考えている。

- ・ 事業者性の範囲を消費者契約法上の事業者と同一にすると、消費者団体も事業者として取り扱われ得る。非営利事業者からの役員も一切認めないとすると、既存の消費者団体が集まって新たに訴権行使団体を創設しようとした場合に構成員である消費者団体から適格団体に役員を出せないという、非現実的な事態が生じる。このような要件設定をすると、制度がうまく機能しなくなる。非営利事業者からの独立性を求めるにしても適切なところで線引きをする必要がある。

<その他>

- ・ 事業者等からの独立性や特に組織運営体制に関する要件については、形式的な審査ではなく、実質的な審査になると思われる。よって、認証主体については、事業者を含む第三者委員会とすることで、不当な目的を持つ団体を排除することが可能になると考えられる。
- ・ 既に年末の骨格で結論が出されており、今回の議論の前提であると思うが、法人格を要件とすることについて、最終報告等では何らかの記載をすべきである。

法人格については、年末に取りまとめていただいた「制度の骨格」で合意を得たため、今回の資料には特に記述していない。

- ・ 今回議題となっている適格消費者団体の要件は、一般的な適格性の問題、訴権行使の公正さの確保の問題、個別具体的な事案における適格性の問題という様々な要素が含まれている。

消費者団体訴訟制度導入の検討に際しては、公正性を確保するという観点だけでなく、濫用防止・弊害防止という観点も非常に重要である。訴訟提起ということは、消費者、事業者にとって、社会的影響、負担が大変大きいものであり、あまり輕輕しく考えるべきことではない。

今回の資料は、法律上の要件を想定しているのか、適格性を認定する基準を示しているのか、はっきりしない点があるが、法律上の要件として、最終的には認定の妥当性をどう確保するかという点が非常に重要である。

訴権行使の公正さをどう確保するかという観点が足りないと感じる。組織運営体制についてもっと詳細な要件設定をすべきである。本来、差止請求権を行使することは、社会的にも大き

な影響を与えるものであり、その行使について、適格団体が社会的な批判を受け、かつそれに対して適切に説明することが常識である。訴権行使に関する報告義務、説明義務、公的検査を課すことが必要であると思う。これらに加えて、訴権行使決定の手續・情報を公開させること、手續の適正さを担保する規定を置くことも必要である。

- ・ 適格消費者団体を目指す団体からみれば、数値等の何らかの客観的でわかりやすい指標があった方がよいと思う。資料のように要件設定するとなると、実質的なところで、抽象的に判断されることになると予想される。そうならば、一応の目安として客観的な指標、例えば団体の構成員数、最低「1年以上」の活動期間等の明確な基準が必要ではないか。それにより適格消費者団体のイメージも湧きやすくなるのではないか。
- ・ 適格消費者団体のあり方としては、「行政機関に準ずる程度の信頼性のある団体に訴権を付与すべき」(既存の団体の実情に合せるべきではない)、「企業恐喝的、和解金目的の訴訟、競争事業者による悪用等を徹底排除し得る厳格な要件とすべき」という2点が重要と考える。
- ・ 資料を読む限り、適格消費者団体の具体的なイメージが湧いてこない。
既存の消費者団体は、訴権を行使するために作られたものではないという歴史的経緯を考えると、このような厳格な要件にした場合、適格消費者団体として手を挙げるところがいくつあるのだろうかという疑問に思う。
消費者団体訴訟制度の導入は、消費者の自立支援、消費者の権利擁護の観点からなされるものである。論理整合的に立派な制度を作り上げたとしても、手を挙げる消費者団体がなくては制度の実効性はない。
- ・ 今回の資料には、参考資料として様々な法令が紹介されているが、特に、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が多数掲載されている。犯罪被害者等早期援助団体の認定が、あたかも適格消費者団体のモデルであるかのように感じる。この制度が、活動に対する資金援助、認定に関する基準等も含め、適格消費者団体の議論と同一視できるものなのか疑問に思う。

これらはあくまで参考として記載しているものである。公益性の強い業務を担う機関を政府が指定する法令や、公正・中立性が必要な業務につき、それらを担保する規定を設けつつ政府が当該業務を担う団体を登録する法令などが、2つの大きなパターンとして既存法令にはあり、こうした法令の中で、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」や「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を参考資料として掲載した。

- ・ 参考資料の法令について、公益性の強い機関を指定する法律に同様の規定が多いとの説明があったが、こうした法令をどの程度参考にするのかは、消費者団体訴訟制度をどのように位置付けるかによる。本日配布されている経団連提言の中に、適格団体のあり方について、「行政機関に準ずる程度の公益性と信頼性」との表現が使われているが、この「準ずる」をどのように

考えるかは、重要な問題だ。

- 資料で示されている人数要件や相当期間等の数値については、決め手がないものであり、現状では事務局案を支持し、今後、詰めの議論が行われることを期待する。

本日配布されている経団連の提言では、適格団体のあり方に関して、「行政機関に準ずる程度の公益性と信頼性」のある団体との整理がなされているが、このような整理を前提とすべきではないと思う。消費者団体が活発に活動することが、市場の健全性を保つ上で非常に重要なものであり、行政機関に準じた公益性、信頼性を適格消費者団体の前提にすべきではない。

- 消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体が消費者全体の利益擁護のために訴権を行使するという制度であり、いわば特権を与えられるようなものである。したがって、既存の消費者団体の実情から制度設計するのではなく、社会から信頼されるに足りる団体が適格消費者団体となるべきだとの観点に立った制度設計をすべきである。権利が与えられるものには義務が課せられるのは当然である。次回の議論のテーマだとは思うが、情報開示や外部からのチェックは当然に必要であろう。不当な目的を持った団体が適格消費者団体になるような抜け道は徹底排除すべきである。

企業が不当な事業活動を行えば、株価という指標が動き、市場から抹殺されるという制裁が加えられる。適格消費者団体には訴権が新たに付与されるのであるから、消費者からみて公益性や信頼性を持った団体であることが必要と考える。

- 消費者団体訴訟制度は、消費者行政の担うところを民間である消費者団体に担わせようという側面もある。消費者団体が真に消費者利益を代表しているかどうかは、その団体の活動を事後的に評価して判断されるべきものであると考える。適格消費者団体の公正さを求めるあまり、厳格な要件を設定してしまい、制度がうまく機能しないような事態は避けるべきである。

本日議論された論点については、委員の意見を踏まえ、今後のとりまとめにつなげていくこととなった。

- 以 上 -

速報につき、事後修正の可能性あり。